

八筑医発第26-222号
平成26年7月14日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

古賀市乳幼児・子ども医療費支給制度の対象拡大について

古賀市では平成26年10月1日から乳幼児・子ども医療費支給制度の対象者を拡大される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、古賀市役所市民国保課年金・医療係（TEL.092-942-1111）までご照会ください。

記

※古賀市乳幼児・こども医療費支給制度の変更点（太字の部分を追加）

	現行（平成26年9月30日まで）	改正後（平成26年10月1日診療分から）
外 来	3歳未満…自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600円／月 （医療機関ごとに）	3歳未満…自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで… 自己負担限度額 600円／月 （医療機関ごとに） 小学校1年生から6年生まで… 自己負担限度額 1,500円／月 （医療機関ごとに）

- 1) 小学校1年生から6年生の方で、すでに「古賀市子ども医療証」（桃色）をお持ちの方には、新しく「外来助成分」を含めた医療証（桃色）が古賀市より発行されます。（平成26年9月中に発送）
- 2) 入院助成の内容は以前と変更ありません。